

市民と議会と市（執行機関）が役割と責任を分担し、お互いに協力して地域課題の解決に取り組む「協働のまちづくり」のために

②

十和田市まちづくり基本条例を紹介します

さる6月26日に制定され、平成25年4月1日から施行される十和田市まちづくり基本条例の主な内容をお知らせしていきます。

条例制定の経緯

平成22年8月、市長から委嘱を受けた公募委員、推薦委員、学識経験者で組織する「十和田市自治基本条例市民検討委員会」を設置しました。市民検討委員会は、20歳以上の市民を対象とした「まちづくりに関するアンケート」の実施、中学生・高校生および市内各種団体との「意見交換会」や市民が自発的にまちづくりについて話し合う「しゃべり場」を40回以上開催、十和田市民の問題意識、課題、必要とする取り組みなどを市民目線で把握し、それらを「策定小委員会」において、チャート（表）に取りまとめました。

このチャートをもとに、市役所内に設置された庁内検討委員会の意見を踏まえつつ、分かりやすさや実効性の視点から、自治基本条例素案について検討を重ねました。そして、平成24年3月2日、市民検討委員会は、検討経緯、チャートおよび条例素案などをまとめた検討結果報告書を市長へ提出しました。

その後、条例素案に対する市民からの意見の募集、庁内の例規審査委員会において、条文としての整合性の修正などを経て、本年6月、第2回市議会定例会で可決され、6月26日に公布されました。

この条例は、市民の皆さんにお知らせするための準備期間を設け、平成25年4月1日からの施行となります。



条例の目的

地方分権が推進され、地域の課題は地域で考える自己決定と自己責任に基づいた市政運営が求められています。また、少子高齢・人口減少社会の到来や市民ニーズの多様化などにより、社会環境は大きく変化し、従来の市政運営では、さまざまな課題に対応することが難しくなっています。

これらの課題に対応していくため、市民参加・協働によるまちづくりを推進するための基本的な考え方、理念をあらためてまちづくり基本条例として定めました。



条例の特徴

1. 最も基本となるルールです

十和田市まちづくり基本条例は、市のまちづくりに関する基本的な考え方やルールとしての「基本理念・原則」を定めたものです。他の条例や規則、まちづくりに関する制度などの制定や見直しにあたっては、この条例との整合を図ります。

2. 「子ども」を独立した章にしています

子どもは、市の将来を担う大切な宝です。子どもがまちづくりに参加する権利、健やかに育つ環境の整備、地域で大切に守り育てるという思いなどを第3章にまとめています。



子どもたちの笑顔は市の宝！

3. 市民検討委員が、チャートを整理し、条例素案を作成

市民検討委員会が市の現状、課題、必要とする取り組みをチャートにまとめました。また、チャートのみでなく、それをもとにした条例素案についても作成、議論しました。

4. 「です・ます」調で、柔らかな表現に

この条例は、市民のみなさんに読んで活用して頂くことに意味があります。そのため、「です・ます調」の柔らかな文章表現となっています。

■十和田市まちづくり基本条例の構成



十和田市まちづくり基本条例解説…前文

十和田市は、四季を織りなす十和田湖・奥入瀬溪流・八甲田の豊かな自然と、先人が築いた整然と区画された街並みなど、豊かな自然と近代的な都市機能が調和した美しいまちです。

① 私たちは、将来を担う子どもたちが夢と希望を持って健やかに成長するために、心豊かに暮らせるまちを作り、次世代に引き継いでいく使命があります。

② そのため、まちづくりの担い手である私たちは、十和田市を経営するという理念のもと、役割を分担し、それぞれの責任を果たしながら、共に力を合わせていくことが大切です。

③ 市民は、議会及び市のそれぞれの責務や特性を理解し、信頼するとともに、自らの役割や責務を自覚し、主体的に市政に参画しながら、まちづくりに取り組んでまいります。

④ また、議会及び市は、市民の負託に応え、将来にわたり市民が安全で安心して暮らすことのできる豊かな地域社会を、すべての市民と協働して実現していく責務があります。

⑤ 私たちは、市民一人一人の人格や地域の個性、自主性を尊重するとともに、地域の絆を大切にしながら、協働して地域の課題解決に取り組み、安心して住み、働き、学び続けることができる地域社会の実現をめざし、ここに十和田市まちづくり基本条例を制定します。

●●● 説明 ●●●

前文は、条例制定の背景や、趣旨、基本的な考え方、決意などについて分かりやすく示したものです。

① 第1段落では、十和田市の特性を明らかにし、第2段落では、市の将来を担う子どもたちへの継承の必要性にふれ、第3段落では、「地域経営」の理念のもとで力を合わせていくことの大切さを示しています。

② そして、第4段落では、市民、市議会、市の執行機関それぞれの役割と責務を自覚してまちづくりに取り組んでいくことを宣言し、第5段落では、市議会、市の執行機関（市長、教育委員会、選挙管理委員会など）、市民との協働によるまちづくりの責務を確認しています。

③ 最後の第6段落では、市民一人一人を尊重し、協働して地域の課題解決に取り組む、よりよい十和田市の実現をめざすことを宣言しています。

④ 前文は、市民検討委員が条例素案を作成の後、全体を踏まえて最後に議論して作成しました。いわば、まちづくり基本条例への思い、まちづくりへの課題に対してどうあるべきか、委員の思いが限られた字数の中に詰まっています。

